

公の施設と指定管理者制度について

～地方自治法の成り立ち～

地方自治法（昭和22年法律第67号）

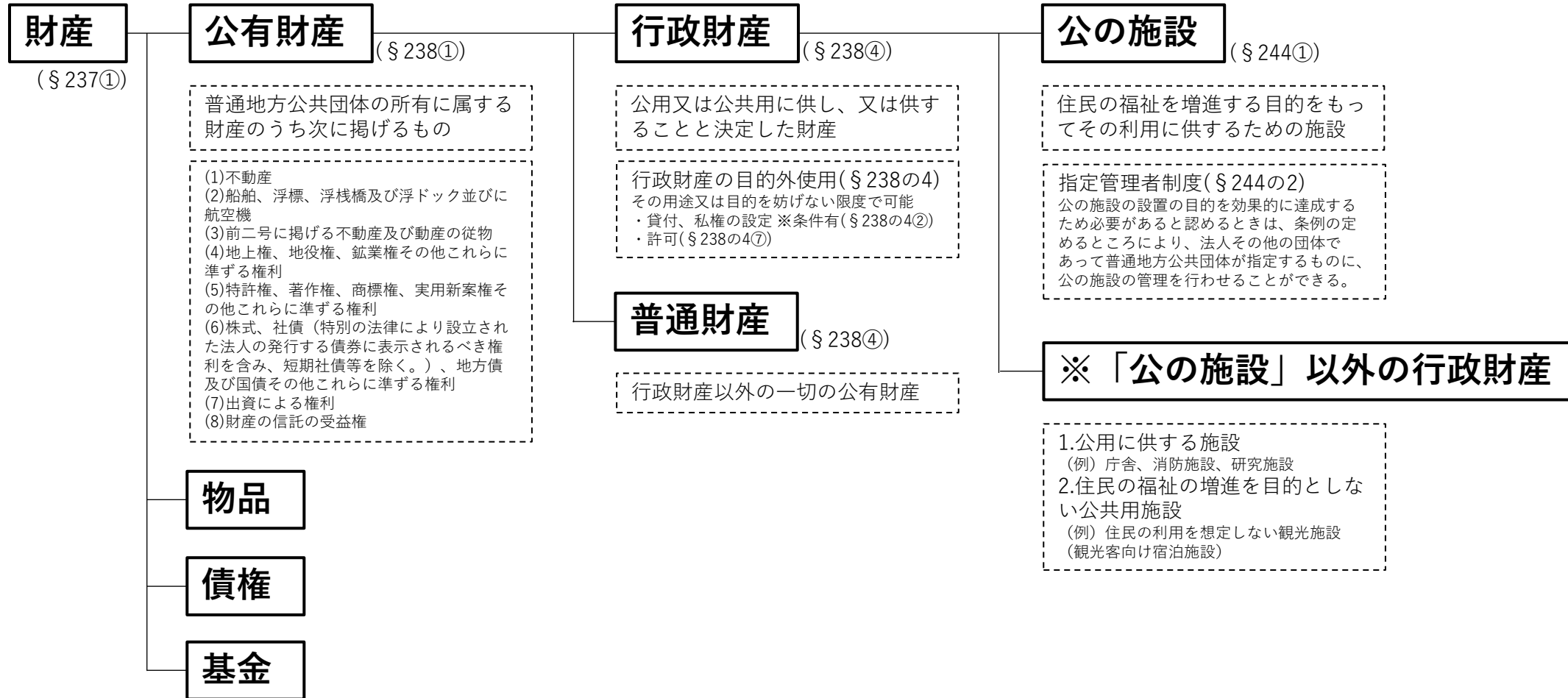
地方自治法の目的

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。（§1）

- 地方自治法は、地方公共団体（市町村、都道府県など）の組織及び運営に関する基本的な事項を定めている。
- 国の最高法規である憲法に根拠が規定されている。

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。（日本国憲法 § 92）

地方自治法上の財産の区分



公の施設

公の施設の定義

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(§ 244①)

【特徴 1】 条例制定主義

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。(§ 244の2①)

【特徴 2】 指定管理者制度

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。(§ 244の2③)

指定管理者制度 ① ～指定管理者の指定～

【特徴1】 条例制定主義

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。（§244の2③）

前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。（§244の2④）

【特徴2】 議決事項（指定）

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（§244の2⑥）

指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。（§244の2⑤）

指定管理者制度 ② ～業務委託との相違～

【特徴3】 管理権限の委任

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。（§244の2③）

包括的な施設管理

行政処分（許可）
の権限委任

→本来は、
市長の権限（§149）

【特徴4】 利用料金制度

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。（§244の2⑧）

指定管理者の収入

前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。（§244の2⑨）

料金設定の裁量